運転免許取得等支援助成金交付要綱

公益社団法人北海道トラック協会

（事業趣旨）

第１条　公益社団法人北海道トラック協会（以下「北ト協」という。）は、人材確保対策、従業員の資質の向上及び労働災害事故防止対策の一環として、第３条の要件を満たす項目を従業員に取得または受講させた北ト協会員事業者（以下「会員」という。）に対して助成金を交付する。

（交付対象）

第２条　交付対象者は従業員の免許の取得時及び指定自動車教習所等並びに陸上貨物運送事業労働災害防止協会北海道支部（以下「陸災防北海道支部」という。）への教習等料金支払い時・申請時に会員であり、会費未納等が無い者とする。

２　交付対象となる免許取得者は、前項の条件を満たす会員の従業員及び採用予定者（令和８年３月１９日までに採用される者）とする。

（助成対象）

第３条　助成対象は以下のとおりとする。

（１）　大型自動車免許　　（自衛隊車両限定解除を含む）　※　第二種免許を除く
（２）　中型自動車免許　　（８ｔ限定解除を含む）　※　第二種免許を除く
（３）　準中型自動車免許　（５ｔ限定解除を含む）
（４）　けん引免許　　（各種限定解除を含む）
（５）　フォークリフト免許
（技能講習修了証が必要となる最大積載荷重１トン以上のフォークリフト免許のみ）
※　助成対象となるフォークリフト免許は陸災防北海道支部が主催する技能講習受講により取得した免許のみとする。
（６）　受験資格特例教習（大型・中型のみ：年齢課程・経験課程いずれかのみでも可）
※（１）、（２）の項目と併用可

２　前項の支払いを従業員等が個人で負担した場合、北ト協は助成金を交付しない。

（助成額）

第４条　助成額は、会員が指定自動車教習所等及び陸災防北海道支部に支払った教習等料金のうち、以下の上限額までとする。

ただし、指定自動車教習所等及び陸災防北海道支部技能講習場までの通学（移動）費用や自動車運転免許試験場で係る費用等は対象外とする。

	助成上限額
大型自動車免許	１００，０００円
中型自動車免許	５０，０００円
準中型自動車免許 （取得・5ｔ限定解除）	５０，０００円
けん引免許	５０，０００円

フォークリフト免許	５，０００円
受験資格特例教習	教習料金の３分の１ 上限１００，０００円

（助成上限）

第５条　本事業の助成上限となる申請数は、会員が保有し、各地区ト協に所属する営業用貨物自動車の台数（但し、被けん引車を除く。）を３０で除した数（小数点以下繰り上げ）の合計までとする。

２　前項について、準中型免許の助成上限となる申請免許数については定めない。また、フォークリフト免許の助成上限となる申請免許数については会員が所属する地区トラック協会ごとに１０までとする。

受験資格特例教習については大型自動車免許、中型自動車免許との申請を併用可能とし、この場合の申請数は１とする。

免許取得及び特例教習いずれかの申請でも、申請数は１とする。

（助成金の請求）

第６条　会員は、助成金を請求する場合、以下の書類に必要事項を記入し、北ト協に提出しなければならない。なお、免許取得者と特例教習受講者が採用予定者の場合は、採用後に請求しなければならない。

（１）　北ト協で定めた各様式

（ⅰ）　様式１「運転免許取得等支援助成金実績報告書（兼助成金交付請求書）」

（ⅱ）　様式１の２「運転免許取得等支援助成金内訳書」

（２）　添付書類

（ⅰ）　指定自動車教習所等及び陸災防北海道支部が発行する、助成対象項目に係わる支払いを会員事業所で完了していることがわかる書類の写し（領収書等）

※　当該免許取得者が同免許の取得費用を支払った場合は、「教習所等から免許取得者あての領収証」及び「免許取得者から事業者あての領収証」の写しを添付する。

※　教習を受けた免許区分等の記載がない場合は、余白に「○○免許教習料」と記入する。

（ⅱ）　助成対象免許取得後の運転免許証かマイナ免許証（もしくは技能講習修了証）の写し、受験資格特例教習については修了証明書

※　限定解除等の事項が裏面に記載されている場合は表裏両面の写し

※　技能講習修了証は陸災防北海道支部が発行したもののみを対象とする。

※　マイナ免許証については、「マイナポータル」か「マイナ免許証読み取りアプリ」から免許情報を表示した画面を印刷したものを提出する。

（ⅲ）　免許取得者の健康保険証・運転日報・点呼簿・運転者台帳・賃金台帳等いずれかの写し

※　可能な限り申請直前のものを添付する。

※　健康保険証に会社名の記載がない場合は、当該者が当該事業所のドライバーであることを確認できる書類（運転日報、点呼簿、運転者台帳、賃金台帳等）のいずれかを添付すること。

※　「マイナ保険証（健康保険証の利用登録されたマイナンバーカード）」の写しは対象外とする。

２　北ト協は、会員の助成金請求を受付ける際、必要に応じて、当該会員に対し指定した書類の提出を求めることができる。

（請求期限）

第７条　請求期限は、令和７年３月２２日から令和８年３月１９日（北ト協必着）までとする。

２　免許証は取得日等を特例教習は修了日を基準とし、取得日等が請求期限内であるものとする。

３　前項で定める期間内であっても、本事業の予算に達した場合、その時点で受付を終了するものとする。

（助成金の交付）

第８条　北ト協は、第６条に基づく助成金の請求を受けたときは、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、会員に対して助成金を交付する。

２　前項に係わり、助成金の交付を受けられなかった会員の不利益等に対する責任について、北ト協はこれを負わない。

（助成金の返還）

第９条　助成金の交付を受けた会員は、交付対象となった免許取得者が助成対象免許取得後１年以内に離職した場合、速やかに北ト協に報告し、助成金を返還しなければならない。

２　北ト協は、次のいずれかに該当するとき、会員に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

（１）　この要綱その他北ト協が定める事項に違反したとき

（２）　虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

３　前項の規定により返還を命じられた会員については、北ト協が行う助成事業すべてに係わる請求は、原則として当分の間、これを受付又は交付決定を行わない。

（その他必要な事項）

第10条　この要綱に定めるもののほか、本事業に関するその他の必要事項は、北ト協がこれを定める。

２　公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が定める若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成事業に関しては、別途全ト協の交付要綱等に基づき助成金を交付する。

（附則）（平成２６年４月１日）

第１条　本要綱は平成２６年４月１日から適用する。

（附則）（平成２６年１０月１日）

第１条　本要綱は平成２６年１０月１日から適用する。

（附則）（平成２７年４月１日）
第１条　本要綱は平成２７年４月１日から適用する。

（附則）（平成２８年４月１日）
第１条　本要綱は平成２８年４月１日から適用する。

（附則）（平成２９年６月２８日）
第１条　本要綱は平成２９年６月２９日から適用する。

（附則）（平成３０年３月２３日）
第１条　本要綱は平成３０年４月１日から適用する。

（附則）（２０１９年３月２２日）
第１条　本要綱は２０１９年４月１日から適用する。

（附則）（令和２年３月２５日）
第１条　本要綱は令和２年４月１日から適用する。

（附則）（令和３年３月２４日）
第１条　本要綱は令和３年４月１日から適用する。

（附則）（令和４年３月２４日）
第１条　本要綱は令和４年４月１日から適用する。

（附則）（令和５年３月２４日）
第１条　本要綱は令和５年４月１日から適用する。

（附則）（令和６年３月２６日）
第１条　本要綱は令和６年４月１日から適用する。

（附則）（令和７年３月２４日）
第１条　本要綱は令和７年４月１日から適用する。